

# -医師の働き方改革-

## 備えは十分ですか？

上限規制

副業兼業

自己研鑽

宿日直

面接指導

36協定

2024年4月、勤務医に時間外労働上限規制の開始と健康を確保するためのルールが導入されました。

とちぎ医療勤務環境改善支援センターでは、医業経営アドバイザー（医業経営コンサルタント）、医療労務管理アドバイザー（社会保険労務士）、取組支援アドバイザー（勤務環境改善に取り組んだ経験のある医療従事者）が、専門的な相談・支援を無料で行っております。お気軽にご相談ください。

### とちぎ医療勤務環境改善支援センター

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎ健康の森 4階（栃木県医師会内）

TEL 028-622-2655

FAX 028-624-5988

E-mail : iryokinmu@tochigi-med.or.jp

URL : <http://www.tochigi-med.or.jp/medical/working-environment/>

開設時間：平日 9:00~17:00（土・日・祝日、年末年始を除く）

相談無料！

まずは、お電話を。



## 医業経営・労務管理相談申込書

申込み日 令和 年 月 日

医療機関名							
住 所	〒						
担 当 者	所属部署名				職 名		
	氏 名						
	電 話 番 号				F A X 番 号		
	メールアドレス						
職 員 数	医 師	看 護 師	薬 剤 師	コメディカル	事務職員	看護補助者	その他
相 談 内 容	*該当する番号に○を付してください。(複数可) 1 医業経営 (医療制度・医事法制面、組織マネジメント・経営管理等) 2 労務管理 (就業規則、労働時間管理、労働安全衛生等) 3 そ の 他 (勤務環境改善取組に関すること等) *相談内容を具体的に記載してください。						
	*派遣アドバイザー (ご希望がございましたら、○を付してください。複数可。) 1 医業経営アドバイザー (医業経営コンサルタント) 2 医療労務管理アドバイザー (社会保険労務士) 3 取組支援アドバイザー (勤務環境改善に取り組んだ経験のある医療従事者)						
希 望 方 法	*該当する番号に○を付してください。 1 電話による相談・支援 2 訪問による相談・支援 3 センターへの来所による相談・支援						
希 望 日 時	第1希望	月	日	( )	午前・午後	時	分
	第2希望	月	日	( )	午前・午後	時	分
※アドバイザーと日程調整のうえ、連絡いたします。							

**※センター記入欄**

受付日：令和 年 月 日 ( )      受付No. :  
 対応日時：令和 年 月 日 ( )  
 対応者：  
 備考：